

平成16年 4月 1日 通 知

平成31年 4月 1日 最終改正

(一部改正) 平成17年4月1日, 平成18年1月1日, 平成18年4月1日, 平成19年4月1日,
平成19年10月1日, 平成21年4月1日, 平成22年4月1日, 平成22年7月1日,
平成23年4月1日, 平成25年12月1日, 平成27年4月1日, 平成29年4月1日
平成31年4月1日

部局等の長 殿

国立大学法人岐阜大学長

職員の兼業・兼職の取扱いについて

平成16年4月1日以降における職員（契約職員は除く。）の兼業・兼職の許可について、国立大学法人岐阜大学就業規則第4条に基づき、部局等の長（この通知において、部局等の長とは、学部長、医学系研究科長、自然科学技術研究科長、共同獣医学研究科長、連合農学研究科長、連合獣医学研究科長、連合創薬医療情報研究科長、図書館長、岐阜大学学則第9条から第11条までに定める組織の長、医学部附属病院長、機構長、本部長及び大学本部の各部長をいう。）に所属職員の兼業の許可の権限を委任します。ただし、副学長及び部局等の長の兼業並びにⅠ. 営利企業の兼業（１）～（３）の兼業の許可については委任しないものとします。

兼業は事前に必ず手続きを行うよう周知徹底するとともに、許可を与えるに当たっては、下記の兼業の基本原則及び許可基準に留意しつつ厳正に行われるようお願いします。

また、職員が無報酬で行う兼業についても下記の基準に準じて、事前に部局等の長の同意を得ることとします。なお、勤務時間内に従事する場合は、兼職として位置付け、就業規則第39条第2項によります。

記

兼業の基本原則

1. 職員は営利を営むことを目的とする会社、その他団体（以下「営利企業」という。）の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことを禁止する。
2. 職員が兼業を行おうとするときは、部局等の長に申請するものとし、部局等の長は本学が定める基準により許可する。
3. 兼業は、勤務時間外に従事することを原則とし、勤務時間をさいて従事する場合には、給与を減額する。

共通の許可基準

1. 兼業のため本務の遂行に支障が生じないこと。
2. 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与える事がないこと。
3. 職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
4. 職員の職責と兼業先との間に、特別な利害関係又はその発生の恐れがないこと。
5. 職員が兼業に従事する場合、その職員の正規の勤務時間が1日につき午後10時を超えない範囲で、週38時間45分又は4週155時間確保できること。
6. 1週6時間を限度として許可する。(非常勤講師の場合は、1コマを2時間とする。)
7. 同時従事する場合、役員として従事する兼業及び自営の兼業についてはそれぞれ3件以内、教育機関の兼業及びその他の兼業についてはそれぞれ7件以内を限度として許可する。
8. 前記6. 7について、学長は本学の目標達成のため必要と判断した場合は、限度を超えて許可することがある。
9. 前記5. 6について、就業規則第15条に規定する役員兼業休職となった場合は適用しない。

個別の許可基準

I. 営利企業の兼業

1. 営利企業の兼業は、兼業内容が共通の許可基準を満たし、以下(1)～(4)の区分毎の許可基準に適合する場合は、許可することができる。
2. (1)～(4)以外の兼業については許可しない。
3. 営利企業の兼業の共通事項として以下のように定める。
 - (一) 任 期
兼業する職務を考慮して部局等の長が定める。
 - (二) 報 告
兼業の従事状況について一年度分について、翌年の5月末日までに、学長に報告すること。
 - (三) 許可の取消し
基準に適合しなくなった場合は許可を取り消すこと。
 - (四) 終了後の業務の制限
兼業終了後2年間は、特別な利害関係のある業務に従事できない。

(1) 技術移転事業者の役員等の兼業

教育職員が、技術移転事業者の役員の職を兼ねる場合で、次の基準のいずれにも該当する場合は、許可することができる。

【許可基準】

- ① 技術に関する研究成果及びその移転について、役員等としての職務に必要な知見を有していること。
- ② 職務の内容が主として技術移転事業に関係するものであること。

(2) 研究成果活用企業の役員等の兼業

教育職員が、本学教育職員の研究成果を活用する事業を実施する営利企業の役員、顧問、評議員を兼ねる場合で、次の基準のいずれにも該当する場合は、許可することができる。また、学長は、職員が役員等の職務に主として従事する必要がある、職員としての職務に従事することができないと認めるときは、就業規則第15条の規定により役員兼業休職とすることがある。

【許可基準】

- ① 研究成果活用企業が活用する研究成果を教員等自らが創出していること。
- ② 職務の内容が主として研究成果活用事業に関係するものであること。

(3) 株式会社又は有限会社の監査役兼業

教育職員が株式会社又は有限会社の監査役を兼ねる場合で、次の基準に該当する場合は、許可することができる。

【許可基準】

- ① 教育職員として有する知見が株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見であること。

(4) 前記(1)～(3)の役員兼業を除く営利企業の事業に関与する兼業

職員が、営利企業の事業に関与する兼業を行うことは原則として許可できないが、次に掲げるものについて、共通許可基準に該当する場合は、許可することができる。

- ① 営利企業付設の診療所等の非常勤医師
- ② 本学が保有する特許の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導及び実用化研究への従事
- ③ 教育施設、研修所、文化講座等での従業員教育、社会教育の一環と考えられる非常勤講師
- ④ 営利企業における研究開発又は研究開発に関する技術指導
- ⑤ 公益性が強く法令等で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- ⑥ 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- ⑦ 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- ⑧ 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

II. 営利企業以外の兼業

1. 営利企業以外の兼業は、兼業内容が共通の許可基準を満たす場合、以下(1)～(3)の区分により、許可することができる。

2. 営利企業以外の兼業の共通事項として以下のように取り扱う。

(一) 任期

原則1年以内であるが、兼業の職種に任期が定められている場合は4年までとする。

(二) 報 告

兼業の従事状況について一年度分について、翌年の5月末日までに、学長に報告すること。

(三) 許可の取消し

基準に適合しなくなった場合は許可を取り消すこと。

(四) 終了後の業務の制限

特に定めない。

(1) 営利企業以外の団体の兼業

職員が報酬を得て、営利企業以外の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも部局等の長の許可を必要とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、原則として許可しない。

(一) 職責が重大で次に掲げる団体等の役員等の兼業。

① 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長

② 学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長

③ 公益法人及び法人格を有しない団体の役員等（会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員等）ただし、前記③にかかわらず、次に掲げる法人等の役員等を兼ねる場合は許可することができる。

(イ) 国際交流を図ることを目的とする法人等

(ロ) 学会等学術研究上有益であると認められ、研究分野と密接な関係がある法人

(ハ) 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類する法人等

(二) 育英奨学に関する法人等

(ホ) 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等

(ヘ) その他、教育、学術、文化、スポーツ等の振興を図ることを目的とする法人等で、公益性が高いと認められる法人等

(二) 部局等の長が地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合。

(三) 大学等の入試準備を目的として設置又は開講されている予備校等の講師を行う場合。

(四) 地方公共団体その他の団体の常勤の職につく場合。

(2) 教育に関する兼業

職員が、次に掲げる教育に関する職を兼ねる場合には、部局等の長の許可を必要とする

(一) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校、放送大学学園、国（以下「特定独立行政法人」を含む。）及び国立大学法人等（大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校機構を含む。）の設置する大学・機関の長を除き、教育を担当又は教

育事務に従事する場合。

- (二) 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他社会教育施設の長を除き、教育を担当又は教育事務に従事する場合。
- (三) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の教育事務に従事する場合及び地方公共団体の審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員となる場合。(部局等の長は許可できない)
- (四) 国立大学法人、学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長及びその他の役員を除き、教育を担当又は教育事務に従事する場合。
- (五) 国、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関若しくは施設の長を除き、教育を担当又は教育事務に従事する場合。

(3) 審議会等の兼業

次に掲げる国の行政機関(特定独立行政法人及び地方公共団体を含む。)の兼業を行おうとする場合には、部局等の長の許可を必要とする。

- (一) 法令等の規定により、国立大学法人の職にある者が国等の行政機関の職を兼ねることが認められている場合。
- (二) 国家行政組織法第8条等に規定されている審議会等の非常勤の職を兼ねる場合又は当該審議会等の非常勤の職とその性格、勤務内容、勤務条件等が類似している諮問的又は調査的な非常勤の職を兼ねる場合。
- (三) 国等の規程等で、有識者又は学識経験者から意見聴取することを規定している委員会等の委員を兼ねる場合。
- (四) 前各号のほか、国等の行政機関が必要に応じて設置している職を兼ねる場合。

Ⅲ. 自営の兼業

1. 職員が自己の名義若しくは他人の名義であっても、事実上職員が経営するものと客観的に判断される商業、工業、金融業を営む場合及び農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等を大規模に経営し、店舗その他の営業用施設を備えるなど客観的に営利を主目的とする企業活動が次のいずれかに該当する場合は、兼業の許可を必要とする。

(1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- (イ) 独立家屋の数が5棟以上であるとき。
- (ロ) 独立家屋以外については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
- (ハ) 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
- (二) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
- (ホ) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- (イ) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
- (ロ) 駐車台数が10台以上であること。

(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入合計額が年額500万円以上である場

合。

(4) 不動産又は駐車場の賃貸以外の自営を行う場合で、その収入合計額が年額500万円以上である場合

(5) 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合

2. 自営の兼業は、兼業内容が共通の許可基準を満たし、以下(1)～(3)の区分毎の許可基準に適合する場合は、許可することができる。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸の自営を行う場合

【許可基準】

① 兼業従事申請者と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

② 不動産又は駐車場の管理業務を業者に委託していることにより、職務の遂行に支障を生じないこと。

(2) 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合

【許可基準】

① 兼業従事申請者と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

② 太陽光発電設備の管理業務を業者に委託していること等により、職務の遂行に支障を生じないこと。

(3) 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の自営を行う場合

【許可基準】

① 兼業従事申請者と当該事業の間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

② 職員以外の者を責任者としていることにより、職務の遂行に支障が生じないこと。

③ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

3. 自営の兼業の共通事項として以下のように取り扱う。

(一) 任期

特に定めなし。

(二) 許可の取消し

基準に適合しなくなった場合は、承認を取り消す。

(三) 終了後の業務の制限

特に定めなし。

申請手続

兼業・兼職の許可を得ようとする者は、兼業従事申請書（別紙様式１）・兼職従事申請書（別紙様式２）を部局等の長に１部提出すること。なお、その際に次の書類を添付すること。

- ① 兼業先からの依頼文書（自営の兼業を除く。）
- ② 法人等の役員、顧問若しくは評議員の職等につく場合には、その法人等の事業内容に関する参考資料（寄附行為、定款等）
- ③ 自営の兼業の場合には、不動産登記簿謄本、賃貸契約書、管理業務委託契約書、太陽光発電設備仕様書、太陽光電気販売契約書等の写し
- ④ その他参考となる書類

短期間の兼業

兼業を行う場合で、次に該当する場合には、許可は要しない。ただし、従事する内容、日時、場所等が分かる兼業先からの依頼文書を部局等の長あて（部局等の長は学長あて）に提出しなければならない。

- ① １日限りの場合
- ② ２日以上６日以内で総従事時間数が１０時間未満の場合

勤務時間内に職務として従事することができる兼業（兼職）

国立大学法人岐阜大学職員就業規則第３９条第２項第二号の「無報酬であること。」には、報酬相当額が大学法人へ入金されたときを含むものとする。

審査組織と役割

- １．部局等の長は、兼業審査委員会を設置し、その審査をもとに許可の決定をすることとし、教授会の承認は必要としない。
- ２．兼業従事者からの報告書の審査と許可基準の適合状況についてのチェック及び許可基準に適合しなくなった兼業の取り消しの決定を行うこと。
- ３．個々の兼業従事情報を学内ホームページに掲載するなどの公表に努めること。